



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 2 月 9 日 (木 曜 日) 第 380 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更… ( " ) 1	

○保安林の指定施業要件の変更予定… (自然環境課) 1
○保安林の指定施業要件の変更… ( " ) 2
○道路の区域の変更… (道路保全課) 2
○道路の供用の開始 (2件) … ( " ) 2
公 告
○県営土地改良事業計画の変更 (2件) … (農村整備課) 2
○落札者等の公告… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 121号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年2月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
いろは鍼灸整骨院	日南市吾田東5丁目2-2-1 TKコーポC棟 101号	令和4年12月31日

### 宮崎県告示第 122号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第5項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年2月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 悠隆	延岡市中央通3丁目5番地1	ホームヘルプサービス「たんぼぼ」	延岡市野地町1丁目4070-1

#### 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市中央通3丁目5番地1	延岡市野地町1丁目4070-1	令和4年4月1日

### 宮崎県告示第 123号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年2月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡 諸塚村・東臼杵郡美郷町 (以上1町1村について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日向市 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 西臼杵郡

高千穂町 (次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 124号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市南郷町潟上字管之脇7559-1 (次の図に示す部分に限る。)、7559-4、7559-5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 125号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年2月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
34	県道	都城串間線	串間市大字大矢取字松頭54番3地先から同市同大字同字54番3地先	旧	4.6~10.2	62.0
				新	8.6~16.1	62.0

			まで			
--	--	--	----	--	--	--

宮崎県告示第 126号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年2月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
316	県道	小川越野尾線	児湯郡西米良村大字越野尾字窪 224番24地先から同郡同村同大字同字 224番2地先まで	令和5年2月9日

宮崎県告示第 127号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年2月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
443	県道	仏坂大堂津線	日南市大字上方字中園1380番2地先から同市同大字字松浦1596番1地先まで	令和5年2月9日

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第88条第 1 項の規定により、正蓮寺地区県営土地改良事業 (宮崎市、県営湛水防除事業) に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書の写し

<p>2 縦覧期間 令和5年2月9日から令和5年3月10日まで</p> <p>3 縦覧場所 宮崎市役所農村整備課内</p> <p>4 その他 この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、加藍尾上・下池地区県営土地改良事業（国富町、県営ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。</p> <p>なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>令和5年2月9日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 縦覧に供する書類 変更に係る土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧期間 令和5年2月9日から令和5年3月10日まで</p> <p>3 縦覧場所 国富町役場農地整備課内</p> <p>4 その他 この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。</p> <hr/> <p><b>落札者等の公告</b> 随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。</p> <p>令和5年2月9日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 災害時専用臨時設置給油設備（給油場所設営に必要な備品一式含む）3基</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号</p> <p>3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年1月18日</p> <p>4 随意契約の相手方の氏名及び住所 横田瀝青興業株式会社 兵庫県姫路市飾磨区細江 995番地</p> <p>5 随意契約に係る契約金額 38,775,000円</p> <p>6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める</p>	<p>政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に基づく随意契約</p>
--	--

--	--